

学校感染症治癒証明書（登校許可書）の提出について

平素より学校の運営につきまして、ご協力をいただき、誠にありがとうございます
今回、学校保健安全法第19条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の証明印を受けたのち、登校させてください。
なお、この登校許可書に関しまして、下記のことにご注意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新宿区学校医の医療機関（裏面一覧参照）に発行を依頼する場合は、すべて公費負担となり保護者負担はありません。
- 2 新宿区学校医以外の医療機関に依頼された場合は、その限りではありません。

《登校許可書》 ※医療機関記入欄

新宿区立 落合第一小学校 年 組 氏名

出席停止期間 月 日 ～ 月 日

医療機関名

医 師 名 印

出席停止の理由 該当する病名にチェックをお願いいたします。

第2種		出席停止の期間の基準 等	
	インフルエンザ（ ）型	発症した（発熱した日の翌日を1日とする）後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（令和4年11月15日より）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		

第3種		出席停止期間の基準 等	
		病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症
	流行性角結膜炎	ウイルス性肝炎	マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）		
	その他 感染症名（ ）		

令和4年度 新宿区学校医 医療機関一覧

＜高田馬場・落合地区抜粋＞

【内科】

植松医院	高田馬場 1-32-14 UK ビル 2 階	3209-5608
細谷医院	高田馬場 3-27-2	3371-8755
牛山医院	高田馬場 4-11-5	5386-3167
上落合真クリニック	上落合 1-5-4 幸楽亭ビル 1・2 階	3363-5820
四葉会木島内科クリニック	上落合 1-21-14 パストラール 1 階	3364-6321
目白ブライトクリニック	下落合 3-21-3 1 階	3565-5788
星野こどもクリニック	中落合 2-16-26	5988-7133
落合ファミリークリニック	上落合 2-11-16	5989-1477
落合駅前クリニック	上落合 3-10-3 加藤ビル 1 階	5348-6535
オリエンタル診療所	西落合 2-20-1	3565-3411
松本クリニック	西落合 4-16-10	3951-1567

【耳鼻咽喉科】

ヒロ医院	高田馬場 3-2-5 AN ビル 7 階	3369-3033
久木田医院	西落合 1-9-8	3952-5550

【眼科】

加藤眼科医院	高田馬場 1-24-14	3200-9307
晶眼科クリニック	高田馬場 1-26-5 F1 ビル 4 階	5272-1124
丸尾眼科	高田馬場 3-3-1 ユニオン駅前ビル 3 階	3361-0015
いなげ眼科	高田馬場 1-21-10 豊電ビル 3 階	6380-2668
目白通りクリニック	下落合 3-15-20 目白大和田マンション 1 階	5906-0755
目白眼科	下落合 3-17-30 佐伯ビル 2 階	3952-7262
山本りかアイクリニック	上落合 2-21-13	5331-6677

上記の「新宿区学校医 医療機関一覧」に掲載のある医療機関で治療証明書を
作成した場合、公費負担となりますので、保護者負担はありませんが、新宿区
学校医以外の医療機関で作成した場合は、費用がかかる場合があります。